

第122号議案 品川区立区民斎場条例を廃止する条例について

1 廃止の理由

区民斎場（以下「なぎさ会館」という。）は、区民の方々の葬儀に利用していただくため、平成4年4月18日に開館した施設である。

臨海斎場の開場後（平成16年1月～）は、利用件数が低下傾向にあり、近年は葬儀に対する区民ニーズの変化に伴い、葬儀が小規模化するなどし、利用率が下落している。

また、収支状況については、利用件数の減少に伴い歳入が減る一方、建物改修や維持管理等により経費負担が発生し、赤字経営が継続している。

一方、臨機斎場が令和8年1月から、式場を4室増設し、さらに令和12年度には、式場4室、火葬炉10基、保冷庫20庫の増設を予定している。

こうした状況を踏まえ、検討した結果、なぎさ会館を閉館することとしたため、品川区立区民斎場条例を廃止する。

2 条例および規則の改廃

（1）なぎさ会館の廃止に伴い、「品川区立区民斎場条例」および「品川区立区民斎場条例施行規則」を廃止する。

（2）品川区立区民斎場条例の廃止に伴い、同条例を引用する「品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則」の一部改正を行う。

3 新旧対照表

別紙参照

4 改廃日

令和8年4月1日

改正後	改正前
○品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則 平成24年9月28日規則第52号	○品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則 平成24年9月28日規則第52号
品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第8条の規定により区長が定める施設は、別表第1に掲げる条例に定める施設および別表第2に掲げる施設とする。	品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第8条の規定により区長が定める施設は、別表第1に掲げる条例に定める施設および別表第2に掲げる施設とする。
<u>付 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>	
別表第1	別表第1
1 品川区立シルバーセンターライフ（昭和33年品川区条例第9号）	1 品川区立シルバーセンターライフ（昭和33年品川区条例第9号）
2 品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）	2 品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）
3 品川区立児童センターライフ（昭和41年品川区条例第9号）	3 品川区立児童センターライフ（昭和41年品川区条例第9号）
4 品川区立幼稚園条例（昭和41年品川区条例第31号）	4 品川区立幼稚園条例（昭和41年品川区条例第31号）
5 品川区立文化センターライフ（昭和47年品川区条例第26号）	5 品川区立文化センターライフ（昭和47年品川区条例第26号）
6 品川区立区民集会所条例（昭和49年品川区条例第39号）	6 品川区立区民集会所条例（昭和49年品川区条例第39号）
7 品川区立体育館条例（昭和50年品川区条例第22号）	7 品川区立体育館条例（昭和50年品川区条例第22号）
8 品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和52年品川区条例第11号）	8 品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和52年品川区条例第11号）

9	品川区立教育総合支援センター条例（昭和 57 年品川区条例第 19 号）	9	品川区立教育総合支援センター条例（昭和 57 年品川区条例第 19 号）
10	品川区立学校設置条例（昭和 57 年品川区条例第 37 号）	10	品川区立学校設置条例（昭和 57 年品川区条例第 37 号）
11	品川区立八潮区民集会所条例（昭和 58 年品川区条例第 6 号）	11	品川区立八潮区民集会所条例（昭和 58 年品川区条例第 6 号）
12	品川区立品川歴史館条例（昭和 60 年品川区条例第 15 号）	12	品川区立品川歴史館条例（昭和 60 年品川区条例第 15 号）
13	品川区立荏原区民センター条例（昭和 62 年品川区条例第 9 号）	13	品川区立荏原区民センター条例（昭和 62 年品川区条例第 9 号）
14	品川区立総合区民会館条例（平成元年品川区条例第 15 号）	14	品川区立総合区民会館条例（平成元年品川区条例第 15 号）
15	品川区立高齢者住宅条例（平成 3 年品川区条例第 4 号）	15	品川区立高齢者住宅条例（平成 3 年品川区条例第 4 号）
16	品川区立在宅サービスセンター条例（平成 3 年品川区条例第 16 号）	16	品川区立在宅サービスセンター条例（平成 3 年品川区条例第 16 号）
17	品川区立知的障害者グループホーム条例（平成 3 年品川区条例第 22 号）	17	品川区立知的障害者グループホーム条例（平成 3 年品川区条例第 22 号）
		18	品川区立区民斎場条例（平成 4 年品川区条例第 10 号）
18	品川区立工場アパート条例（平成 4 年品川区条例第 13 号）	19	品川区立工場アパート条例（平成 4 年品川区条例第 13 号）
19	品川区立知的障害者福祉施設条例（平成 5 年品川区条例第 38 号）	20	品川区立知的障害者福祉施設条例（平成 5 年品川区条例第 38 号）
20	品川区立中小企業センター条例（平成 6 年品川区条例第 28 号）	21	品川区立中小企業センター条例（平成 6 年品川区条例第 28 号）
21	品川区立従前居住者用住宅条例（平成 6 年品川区条例第 34 号）	22	品川区立従前居住者用住宅条例（平成 6 年品川区条例第 34 号）
22	品川区立特別養護老人ホーム条例（平成 8 年品川区条例第 23 号）	23	品川区立特別養護老人ホーム条例（平成 8 年品川区条例第 23 号）

	号)
<u>23</u>	品川区立健康センタ一条例（平成 10 年品川区条例第 45 号）
<u>24</u>	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 13 年品川区条例第 32 号）
<u>25</u>	品川区立障害者住宅条例（平成 14 年品川区条例第 24 号）
<u>26</u>	品川区立家庭あんしんセンター条例（平成 14 年品川区条例第 25 号）
<u>27</u>	品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成 15 年品川区条例第 35 号）
<u>28</u>	品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例（平成 18 年品川区条例第 44 号）
<u>29</u>	品川区立創業支援施設条例（平成 21 年品川区条例第 53 号）
<u>30</u>	品川区立区民活動交流施設条例（平成 22 年品川区条例第 30 号）
<u>31</u>	品川区立大井林町高齢者住宅条例（平成 23 年品川区条例第 26 号）
<u>32</u>	品川区立荏原平塚総合区民会館条例（平成 24 年品川区条例第 35 号）
<u>33</u>	品川区立発達障害者支援施設条例（平成 25 年品川区条例第 38 号）
<u>34</u>	品川区立品川産業支援交流施設条例（平成 26 年品川区条例第 8 号）
	号)
<u>24</u>	品川区立健康センタ一条例（平成 10 年品川区条例第 45 号）
<u>25</u>	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 13 年品川区条例第 32 号）
<u>26</u>	品川区立障害者住宅条例（平成 14 年品川区条例第 24 号）
<u>27</u>	品川区立家庭あんしんセンター条例（平成 14 年品川区条例第 25 号）
<u>28</u>	品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成 15 年品川区条例第 35 号）
<u>29</u>	品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例（平成 18 年品川区条例第 44 号）
<u>30</u>	品川区立創業支援施設条例（平成 21 年品川区条例第 53 号）
<u>31</u>	品川区立区民活動交流施設条例（平成 22 年品川区条例第 30 号）
<u>32</u>	品川区立大井林町高齢者住宅条例（平成 23 年品川区条例第 26 号）
<u>33</u>	品川区立荏原平塚総合区民会館条例（平成 24 年品川区条例第 35 号）
<u>34</u>	品川区立発達障害者支援施設条例（平成 25 年品川区条例第 38 号）
<u>35</u>	品川区立品川産業支援交流施設条例（平成 26 年品川区条例第 8 号）

<u>35</u>	品川区立高齢者多世代交流支援施設条例（平成 27 年品川区条例第 53 号）	<u>36</u>	品川区立高齢者多世代交流支援施設条例（平成 27 年品川区条例第 53 号）
<u>36</u>	品川区立障害児者総合支援施設条例（平成 30 年品川区条例第 47 号）	<u>37</u>	品川区立障害児者総合支援施設条例（平成 30 年品川区条例第 47 号）
<u>37</u>	品川区立環境学習交流施設条例（令和 3 年品川区条例第 25 号）	<u>38</u>	品川区立環境学習交流施設条例（令和 3 年品川区条例第 25 号）
<u>38</u>	品川区立五反田産業文化施設条例（令和 4 年品川区条例第 45 号）	<u>39</u>	品川区立五反田産業文化施設条例（令和 4 年品川区条例第 45 号）
<u>39</u>	品川区立大原児童発達支援センター条例（令和 6 年品川区条例第 14 号）	<u>40</u>	品川区立大原児童発達支援センター条例（令和 6 年品川区条例第 14 号）
別表第 2（省略）		別表第 2（省略）	